

# 第1章 計画の区域と計画期間

## 1 計画の区域

第2次計画は、市内の地域公共交通ネットワークを形成する全ての地域公共交通の確保・維持・改善について一体的に取り扱うことから、計画の区域は第1次計画と同様に大府市全域とします。

なお、本市と隣接する自治体を、地域公共交通の相互連携の対象とします。

## 2 計画期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、地域公共交通の安全性の確保や利便性の向上に配慮した個別の実施事業などの見直しは、適切な時期に実施します。

図表 1-1 地域公共交通計画と上位・関連計画の関係

